二、株式会社日本旅行クラブに対する件

昭和四十七年（排）第二十一号

排除命令

東京都杉並区井草一丁目八番八号

株式会社　日本旅行クラブ

右代表者　代表取締役　江川正男

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社日本旅行クラブは、昭和四十七年六月から七月にかけて広告した「日本旅行モニタークラブ」の会員募集にあたり、「十名様グアム島旅行にご招待」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社日本旅行クラブ（以下「日本旅行クラブ」という。）は、肩書地に本店を置き、旅行業法に基づき、東京都知事の登録を受けた旅行業者である。同社は、「日本旅行モニタークラブ」の名をもって、「旅行モニター」と称する会員を募集し、会員から会費を徴収し、一定の条件のもとに会員の宿泊料を無料にする等の特典を与え、これによって会員の国内旅行のあっせんを行なうことを主たる事業としている。

二　日本旅行クラブは、主として、宛名広告により会員を募集しているが、昭和四十七年六月から七月にかけて発送した宛名広告による「第八〇回旅行モニター」の募集にあたり、「十名様グアム旅行にご招待」と称し、同封した所定の入会申込書により入会申込をした者および入会申込はしないが右入会申込書用紙の一部に印刷されている「旅行プレゼント応募券」を官製ハガキにはって応募したものを対象として、抽せんにより、グアム島旅行招待（一人当り経費約八万円）十本、東宝系洋画ロードショー上映館の入場券（約三百五十円相当）二千本を提供することを企画し、この企画を実施した。

しかして、右の会費は一人四千五百円（五年間有効）であり、右第八〇回旅行モニター募集の目標人数は約二千百人であった。また、右景品類の総額は約百五十万円である。

三　しかるに、右懸賞に係る取引の価額は会費の四千五百円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は一万円である。よって、右景品類のうち、グアム島旅行招待は、この制限をこえるものである。また、右懸賞に係る取引の予定総額は九百四十五万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は十八万九千円である。よって、右景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、日本旅行クラブの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限の第一項および第三項の規定に違反する。

なお、日本旅行クラブは、入会申込書を提示させる方法と入会申込をしなくとも官製ハガキにより応募できる方法とを併用しているが、このことは、右告示備考第二項の規定により、本件について、右告示備考第一項第二号の規定の適用を妨げるものではない。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十七年十一月二十二日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二